

令和5年12月11日以前にジェイ・イーが確認申請書を受付又は確認済証を交付したものは、従前の手数料規程によることとします。

別表第3 申請手数料（福岡支店の業務区域）

申請手数料は、申請毎に別表第3-1、別表第3-2、別表第3-3及び別表第3-4で算定した合計額から、百円未満を切り捨てた額とします。

第3-1 建築物の申請手数料

建築物の申請手数料は、第3-1-1の基本手数料に第3-1-2の加算手数料を加えた額となります。

第3-1-1 基本手数料

床面積の合計	手数料の額(単位:円)				
	確認申請 計画変更確認申請	中間検査	完了検査		
			中間検査がある場合	中間検査がない場合	
100㎡以内	法6条の4該当	15,000	15,000	15,000	17,000
	上記以外	28,000	25,000	27,000	29,000
	構造計算有	55,000			
100㎡を超え200㎡以内	法6条の4該当	18,000	18,000	18,000	20,000
	上記以外	37,000	35,000	34,000	37,000
	構造計算有	69,000			
200㎡を超え300㎡以内	法6条の4該当	36,000	30,000	43,000	45,000
	上記以外	70,000	55,000	53,000	55,000
	構造計算有	90,000			
300㎡を超え400㎡以内		95,000	60,000	57,000	60,000
400㎡を超え500㎡以内		100,000	65,000	60,000	65,000
500㎡を超え1,000㎡以内		140,000	90,000	120,000	125,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		200,000	135,000	155,000	160,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		270,000	150,000	190,000	200,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		330,000	170,000	210,000	215,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		380,000	180,000	235,000	240,000
5,000㎡を超え6,000㎡以内		410,000	200,000	245,000	255,000
6,000㎡を超え7,000㎡以内		460,000	220,000	265,000	275,000
7,000㎡を超え8,000㎡以内		490,000	220,000	265,000	275,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内		510,000	240,000	290,000	300,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内		550,000	260,000	350,000	370,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内		580,000	280,000	370,000	390,000
20,000㎡を超え30,000㎡以内		700,000	350,000	450,000	470,000
30,000㎡を超え50,000㎡以内		750,000	350,000	450,000	470,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内		1,100,000	700,000	750,000	800,000
100,000㎡を超える		1,400,000	850,000	1,000,000	1,100,000

※ 申請建築物が法6条の4第1項第3号に該当するものであっても法第86条の7の適用を受けるもの、又は法第6条第1項第4号建築物で、建築士の設計によらないものは、上記表の「上記以外」欄を適用する。

※ 棟新築で、型式適合認定、型式部材等製造者認証を受けている建築物の申請は、上記の3/5とする。

※ 計画変更申請において、申請日から完了検査日までの期間が14営業日未満の場合は、上記手数料の1.2倍とする。

□ 仮使用認定基本手数料

上記完了検査手数料欄の額に、次の仮使用認定申請書の審査に係る手数料を加算した額を基本手数料とする。

対象床面積	手数料の額(単位:円)
2,000㎡以内	15,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	20,000
10,000㎡を超える	40,000

注 計画の変更等により、再度受ける仮使用認定の手数料

仮使用認定部分の区画の位置、大きさ、形状に変更が無く、当該部分の変更を行う場合、仮使用認定基本手数料の50%とする。

仮使用認定部分の区画の位置、大きさ、形状に変更が無く、認定期間の延長申請、建物外部の経路の変更、軽微な変更は、15,000円。その他の場合は、別途見積とする。

注1 計画変更、中間検査、仮使用承認、完了検査の直前の申請が、当社以外の場合の基本手数料

計画変更、中間検査、仮使用認定又は完了検査で、直前の確認済証交付又は中間検査合格証の交付がジェイ・イー以外の機関である場合は、計画変更又は各検査の手数料に建築確認基本手数料の3/4を加えた額とする。(200㎡以上を対象とします。)

なお、完了検査で、中間検査がジェイ・イー以外の場合は、中間検査が無い場合の手数料とする。

注2 仮使用認定を受けた建築物の完了検査基本手数料

完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積に応じたこの表の完了検査の欄に掲げる額と完了検査申請の延べ床面積に応じた完了検査の欄に掲げる金額から仮使用認定を受けた部分の延べ床面積に応じた完了検査の欄に掲げる額を差し引いた額とを比較して大きいほうの額に、20,000円を加算した額を完了検査基本手数料とする。

ただし、この完了検査基本手数料は、上記基本手数料表の完了検査手数料で100㎡以内、中間検査がない場合の額以上とする。

なお、完了検査申請における加算手数料に係る検査が完了していない場合は、当該手数料が加算される。

注3 中間検査がある建物が完了検査対象建築物の一部である場合の完了検査基本手数料

完了検査で申請部分が複数で、中間検査が必要な建築物と無い建築物が混在する場合、それぞれの手数料にそれぞれの床面積に対する延べ床面積の割合を乗じた額の合計とする。

□ 再検査手数料

検査(仮使用認定も含む)の結果再度検査する必要がある場合は、20,000円に、第3-1-2加算手数料の(2)から(5)までの加算手数料に係る再検査がある場合は、当該加算手数料額の1/2を加算する。

□ 出張費

中間検査、仮使用認定、完了検査又は再検査については、第3-4で定める出張費を加算する。